

改正

平成14年3月29日規則第46号

平成20年3月7日規則第10号

多治見市民総合災害補償規則

(趣旨)

第1条 この規則は、市が主催する社会体育活動、文化活動等の社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他市が主催する活動及び行事等に参加中の者が、身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は傷害により入院し、若しくは通院した場合の補償について定める。

(補償の対象)

第2条 市は、自己が主催する社会体育活動、社会教育活動、社会福祉活動、社会奉仕活動その他の活動に参加中の者が、急激かつ偶然な外来の事故(以下「事故」という。)に起因して身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害(身体の一部を失い、又はその機能に重大な障害を永久に残した状態をいう。以下同じ。)を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合は、当該参加者(以下「被災者」という。)又はその相続人に対し、この規則の規定に従い補償を行う。

2 前項の傷害には、身体外部から有毒ガス又は有毒物質を偶然かつ一時に吸入し、吸収し、又は摂取したときに急激に生ずる中毒症状(継続的に吸入し、吸収し、又は摂取した結果生ずる中毒症状を除く。)を含む。ただし、細菌性中毒は含まない。

(補償金額及び補償基準)

第3条 市は、別表の給付表に定める給付額を、補償金として被災者又はその相続人に支払うものとする。

(補償金を支払わない場合)

第4条 市は、直接であると間接であるとを問わず、次に掲げる事由により、被災者が身体に傷害を被り、その直接の結果として死亡した場合若しくは後遺障害を生じた場合又は入院し、若しくは通院した場合においては、補償金を支払わないものとする。

(1) 被災者の故意

(2) この規則に基づき、死亡給付金を受け取るべき者の故意。ただし、その者が死亡給付金の一部の受取人である場合には、他の者が受け取るべき金額については、この限りでない。

(3) 被災者の自殺行為又は犯罪行為

(4) 被災者の脳疾患、疾病又は心神喪失

(5) 被災者の妊娠、出産又は流産

(6) 大気汚染、水質汚濁等の環境汚染。ただし、環境汚染の発生が不測かつ突発的の事故による場合は、この限りでない。

(7) 戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変若しくは暴動又はこれらに随伴して生じた事故

(8) 地震、噴火若しくは津波又はこれらに随伴して生じた事故

(9) 核燃料物質(使用済燃料を含む。以下同じ。)若しくは核燃料によって汚染された物(原子核分裂生成物を含む。)の放射性、爆発性その他有毒な特性若しくはこれらの特性による事故又はこれらに随伴して生じた事故

(10) 前号以外の放射線照射又は放射能汚染

(11) スポーツを職業又は職務とする者が職業上又は職務上行うスポーツ活動中に被った事故

(この規則の適用除外)

第5条 この規則は、次の者には適用しない。

(1) 市の業務に従事中の市の使用人(市が市の公務遂行のため委嘱した者で公務災害補償又はこれに準ずる補償を受けるものを含む。)

(2) 運動競技を行うことを目的として組織されたアマチュアスポーツ団体で、高等学校、高等専門学校若しくは大学(短期大学を含む。)の生徒若しくは学生又は官公署、会社等の社会人によ

り構成された体育部、競技部、運動クラブ等の団体管理下のスポーツ活動に参加中の当該団体の
構成員

(損害賠償の免責)

第6条 市は、この規則による補償を行った場合においては、同一の事由については、その価額の限度において民法(明治29年法律第89号)又は国家賠償法(昭和22年法律第125号)による損害賠償の責めを免れる。

(雑則)

第7条 この規則に基づく補償(通院に係る補償を除く。)は、全国市長会市民総合賠償補償保険への加入に伴うものとする。

2 この規則に定めのない事項については、全国市長会市民総合賠償補償保険契約特約書、災害補償保険普通保険約款、スポーツ災害補償特約条項並びに入院医療補償保険金及び通院医療補償保険金の支払に関する特約条項の規定を準用する。

附 則

この規則は、平成6年4月1日から施行する。

附 則(平成14年3月29日規則第46号)

1 この規則は、平成14年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の第7条及び別表の規定は、施行日以後に生じた事故に係る補償から適用し、施行日前に生じた事故に係る補償については、なお従前の例による。

附 則(平成20年3月7日規則第10号)

1 この規則は、平成20年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

2 改正後の別表の規定は、施行日以後に生じた事故に係る補償について適用し、施行日前に生じた事故に係る補償については、なお従前の例による。

別表(第3条関係)

区分	給付額	
死亡給付金	500万円	
後遺障害給付金	災害補償保険普通保険約款の定めにより 500万円～15万円	
医療補償給付金	入院日数1日以上5日まで 1万円	通院日数1日以上5日まで 1日につき2,000円
	入院日数6日以上15日まで 3万円	通院日数6日以上15日まで 2万円
	入院日数16日以上30日まで 6万円	通院日数16日以上30日まで 3万円
	入院日数31日以上60日まで 9万円	通院日数31日以上60日まで 4万5千円
	入院日数61日以上90日まで 12万円	通院日数61日以上 6万円
	入院日数91日以上 15万円	